## 発議第 7 号

## ハラスメント禁止の法整備を求める意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

## 令和元年6月13日提出

提出者 松伏町議会議員 平 野 千 穂

賛成者 松伏町議会議員 佐 藤 永 子

賛成者 松伏町議会議員 荘 子 敏 一

賛成者 松伏町議会議員 鈴 木 勉

賛成者 松伏町議会議員 長谷川 真 也

松伏町議会議長 川 上 力 様

## ハラスメント禁止の法整備を求める意見書

セクハラ、パワハラ、マタニティハラスメントなど、様々なハラスメントが大きな社会問題になっています。ハラスメントは個人の尊厳・人格を傷つけ、被害者が、 事後の適切な対応はおろか謝罪さえ受けることなく、心身に不調をきたしたり、休 職・退職に追い込まれる事も少なくありません。

「性暴力やハラスメントを許さない」と声をあげる女性や若者たちの運動が起き、勇気をもって声を上げた人たちを孤立させてはいけないと、#MeToo(わたしも)や、#WithYou(あなたとともに)の波が日本でも広がってきています。その一方で、性暴力やセクハラ被害を告発した女性へのバッシング、女子大学生を性的にランク付けする週刊誌記事など、許しがたいことが起きています。

政府は、セクハラ・パワハラ対策を盛り込んだとする女性活躍推進法等改定案を国会に提出し、成立させましたが、ここにもハラスメント禁止規定はありません。セクハラを禁止する法規定がない国は、OECD加盟36カ国の中では日本を含む3カ国のみです。

ILO(国際労働機関)は、今年6月に、「労働の世界における暴力とハラスメントを除去する条約」を採択します。

日本でもハラスメントの根絶に向けて、ハラスメントの行為そのものを禁止する 包括的な法律を制定し、この条約を批准できる水準にすることを強く求めます。

記

- 1. I L O 条約を批准できる水準のハラスメントの禁止を明確にした法律を整備して ください。
- 2. ハラスメントの加害者の範囲を、使用者や上司、職場の労働者にとどめず、顧客、 取引先、患者など第三者も含めるとともに、被害者の範囲も就活生やフリーラン スを含め、国際水準並みに広く定義してください。
- 3. 被害の認定と被害者救済のために、労働行政の体制を確立・強化するとともに、 独立した救済機関を設置してください。
- 4. 学校やスポーツ団体、大学・研究所など、社会のあらゆる分野でハラスメントをなくすために、国としての実態調査と、それぞれの分野に対応した相談・支援体制を構築してください。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年6月13日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

衆議院議長 大島 理森 様 参議院議長 伊達 忠一 様 内閣総理大臣 安倍 晋三 様 総 務 大 臣 石田 真敏 様 厚生労働大臣 根本 匠 様